

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年12月26日(2013.12.26)

【公表番号】特表2013-510841(P2013-510841A)

【公表日】平成25年3月28日(2013.3.28)

【年通号数】公開・登録公報2013-015

【出願番号】特願2012-538415(P2012-538415)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/522 (2006.01)

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 11/14 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/485 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/522

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 11/14

A 6 1 P 43/00 1 2 1

A 6 1 K 31/485

【手続補正書】

【提出日】平成25年11月11日(2013.11.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

咳嗽の治療における組み合わせ調製物としての、テオブロミンおよび非オピエート鎮咳剤からなる薬剤。

【請求項2】

非オピエート鎮咳剤が、N-メチル-D-アスパラギン酸受容体拮抗剤である、請求項1に記載の薬剤。

【請求項3】

非オピエート鎮咳剤が、デキストロメトルファン、イソアミニル、ベンゾネート、ジペプロール、モルクロホン、ブレノクスジアジン、ドロプロピジン、ピペリジオン、ペントキシベリン、オキソラミン、オキセラジン、ネピナロン、メプロチキソール、インダンタドール、ジメモルファン、ジブナート、クロペラスチン、クロフェダノール、ブタミラート、ビベンゾニウム、ベンプロペリン、またはフェドリレートである、請求項1に記載の薬剤。

【請求項4】

非オピエート鎮咳剤が、デキストロメトルファンである、請求項1または2に記載の薬剤。

【請求項5】

非オピエート鎮咳剤が、0.1mg/kg/日～30mg/kg/日の投与量である、請求項1～4のいずれか1項に記載の薬剤。

【請求項6】

デキストロメトルファンが、0.1mg/kg/日～6mg/kg/日の投与量である

、請求項4に記載の薬剤。

【請求項7】

経口投与用に製造される、請求項1～6のいずれか1項に記載の薬剤。

【請求項8】

錠剤、カプセル剤、トローチ剤、ロゼンジ剤、散剤、顆粒剤、懸濁剤、シロップ剤、または乳剤として調製される、請求項1～7のいずれか1項に記載の薬剤。

【請求項9】

請求項1～6のいずれか1項に記載の薬剤を含む医薬組成物。

【請求項10】

1つ以上の賦形剤、および任意に、甘味剤、矯味剤、着色剤、および／または保存剤のうちの1つ以上をさらに含む、請求項9に記載の医薬組成物。

【請求項11】

経口投与用に製造される、請求項9または10に記載の医薬組成物。

【請求項12】

錠剤、カプセル剤、トローチ剤、ロゼンジ剤、散剤、顆粒剤、懸濁剤、シロップ剤、または乳剤として調製される、請求項9～11のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項13】

咳嗽の治療のための医薬品の製造における、請求項1～8のいずれか1項に記載の薬剤または請求項9～12のいずれか1項に記載の医薬組成物の使用。

【請求項14】

咳嗽の治療のための医薬品の製造における、非オピエート鎮咳剤と組み合わせたテオブロミンの使用。

【請求項15】

非オピエート鎮咳剤が、N-メチル-D-アスパラギン酸受容体拮抗剤である、請求項14に記載の使用。

【請求項16】

非オピエート鎮咳剤が、デキストロメトルファン、イソアミニル、ベンゾネート、ジペロール、モルクロホン、ブレノクスジアジン、ドロプロピジン、ピペリジオン、ペントキシベリン、オキソラミン、オキセラジン、ネピナロン、メプロチキソール、インダンタドール、ジメモルファン、ジブナート、クロペラスチン、クロフェダノール、ブタミラート、ビベンゾニウム、ベンプロペリン、および／またはフェドリレートである、請求項14に記載の使用。

【請求項17】

非オピエート鎮咳剤が、デキストロメトルファンである、請求項14に記載の使用。

【請求項18】

非オピエート鎮咳剤が、0.1mg/kg/日～30mg/kg/日の投与量である、請求項14～16のいずれか1項に記載の使用。

【請求項19】

デキストロメトルファンが、0.1mg/kg/日～6mg/kg/日の投与量である、請求項17に記載の使用。

【請求項20】

医薬品が経口投与用に製造される、請求項14～19のいずれか1項に記載の使用。

【請求項21】

医薬品が、錠剤、カプセル剤、トローチ剤、ロゼンジ剤、散剤、顆粒剤、懸濁剤、シロップ剤、または乳剤として調製される、請求項14～20のいずれか1項に記載の使用。